

群馬県屋外広告物条例施行規則の改正案について

規則改正案のポイント

1 景観誘導地域(※)の追加指定

(1) 草津温泉や四万温泉などの県内の主要な観光地へのルートである上信自動車道のうち、未供用区間については既に景観誘導地域に指定している。今回、供用区間である八ッ場BP及び長野原BPを景観誘導地域に追加指定することにより、上信自動車全線にわたって良好な景観形成を図っていく。

【詳細は別紙参照】

(2) 渋川西BPについては、住居・商業施設が混在し賑わいのある市街地景観が広がる地域であることから、景観誘導地域には指定せず従来通りの基準とする。

(※)「景観誘導地域」の制度は、観光ルート等における良好な景観形成を図り、観光県ぐんまの魅力を高めることを目的に新設。(群馬県屋外広告物条例の一部改正/H29.4施行)

景観誘導地域に指定された地域では、地域の景観特性に応じた屋外広告物の許可基準の特例を設けることが可能。

【景観誘導地域の第1回指定地域】

上信自動車道路の未供用区間(渋川市渋川地先～東吾妻町松谷地先)

※ただし、道路区域の決定がされていない区間を除く。

2 追加指定地域における許可基準の特例

追加指定地域である八ッ場BPと長野原BPの区間については、上信自動車道本線に接道する店舗が存在するなど指定済みの未供用区間と異なる状況が存在する。こうしたことを踏まえ、景観に配慮した自家広告物の設置基準等を盛り込んだ屋外広告物の許可基準の特例を設定する。

【詳細は別紙参照】

全体スケジュール(予定)

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1) 平成29年11月 | 景観審議会開催 |
| (2) 平成29年12月
～平成30年1月 | 関係市町村及び関係団体との協議 |
| (3) 平成30年2月 | 上信自動車道景観誘導地域に係る施策検討会開催
景観審議会開催 |
| (4) 平成30年3月 | 規則改正案の説明(第1回定例会) |
| (5) 平成30年5月 | パブリックコメントの実施 |
| (6) 平成30年10月 | 屋外広告物条例施行規則の一部改正 |
| (7) 平成31年1月 | 改正屋外広告物条例施行規則の施行 |